

後発品のある先発品の薬価改定に関する検討事項等について

1. 経緯

平成20年度薬価制度改革において、後発品のある先発品の薬価改定については、市場実勢価格により算定される額からの追加の引下げ率を平成18年度改定の6～8%から4～6%にとどめるとともに、後発品使用の普及状況等を踏まえつつ、引き続き検討することとされた。

(平成20年度薬価制度改革の骨子(抜粋) 平成19年12月14日中医協了解)

第2 既記載医薬品の薬価改定

2 後発品のある先発品の薬価改定

後発品が初めて薬価収載された先発品の薬価改定については、市場実勢価格により算定される額から、更に追加で引下げを行っており、平成18年度薬価制度改革においては、その追加の引下げ率(4～6%)を2ポイント拡大したところであるが、

- ・平成20年度薬価制度改革等においては、後発品使用促進のための諸施策を総合的に講じる等、後発品使用促進を主要政策課題の1つとして取り組んでいること、
- ・一方、この先発品薬価の引下げが、後発品との薬価差を縮小させ、後発品への置き換えが進みにくくなるとの指摘があること

を踏まえ、先発品薬価の追加の引下げ率を4～6%にとどめることとする。【平成20年度実施】

なお、後発品のある先発品の薬価改定については、後発品使用の普及状況及び後発品のある先発品の市場実勢価格の推移を踏まえつつ、引き続き検討することとする。

2. 平成22年度薬価制度改革における検討事項等

検証部会が実施した「後発医薬品の使用状況調査」(平成20年度)の結果等からは、先発品と後発品の価格差が後発品の使用促進につながるものと推測される一方で、平成14年度の制度導入の経緯も考慮しつつ、後発品のある先発品の薬価改定の在り方をどのように考えるか。